

令和元年度 第10回柿崎区地域協議会 次第

日時：令和2年1月21日（火）午後6時
場所：柿崎コミュニティプラザ 305～307 会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 協議事項

(1) 令和2年度柿崎区地域活動支援事業に係る採択方針等について……………

……………資料No.1-1～1-3

説明者：区総合事務所

5 報告事項

(1) 総合事務所の時間外受付の見直し概要等について……………資料No.2-1～2-2

説明者：自治・地域振興課、区総合事務所

6 その他

・第11回柿崎区地域協議会の開催について

日 時：令和2年2月18日（火）午後6時～

会 場：柿崎地区公民館 3階 集会室

7 閉 会

平成31年度柿崎区における地域活動支援事業採択方針

(優先して採択する事業)

第1条 柿崎区の地域資源を生かし活力ある魅力的なまちづくりを推進するため、団体等の自主的、主体的な取組のうち、次に掲げるものを優先的に採択する。

- (1) 地域の歴史、文化や伝統の保存、活用に資するもの
- (2) 子どもたちの健全育成に資するもの
- (3) スポーツや体力づくりをとおして住民の健康増進に資するもの
- (4) 特産品の開発等により地域産業の活性化に資するもの
- (5) 観光資源の活用により知名度向上や交流人口の増加に資するもの
- (6) まちづくりを担う人材育成に資するもの
- (7) 地域の環境美化に資するもの
- (8) 姉妹都市を含む他の地域との交流・連携を推進するもの
- (9) 安全・安心な地域づくりに資するもの

(事業の採択等)

第2条 事業は、優先して採択する事業のうち共通審査基準の評点の高いものから順に採択する。なお、地域活動支援事業の配分額に残余が生じたときは、その他の事業について同様に採択することができる。

- 2 共通審査基準の評点が、柿崎区地域協議会が別に定める基準に満たない事業は、採択しないことができる。
- 3 共通審査基準の加点は、行わない。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、補助対象経費に次の各号に掲げる率を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、100万円を限度とする。

- (1) 従前の補助採択の回数(事業の主たる部分が類似する事業も含む。以下同じ。)が1のもの 10分の9
 - (2) 従前の補助採択の回数が2以上のもの 10分の8
 - (3) 前2号以外のもの 10分の10
- 2 地域協議会が必要と認めるときは、補助金の額を減額することができる。

(追加募集の有無)

第4条 採択の結果、地域活動支援事業の配分額に残余が生じたときは、地域協議会で追加募集の有無を決定する。ただし、追加募集は1回とする。

平成31年度柿崎区地域協議会が採択事業の審査に当たり定める事項

(委員の除斥)

第1 地域協議会委員が役員(会長、副会長)を務める団体が提案した事業については、そのプレゼンテーション及び審査に参加することができない。

(事業の採択基準)

第2 採択方針第2条第2項に規定する柿崎区地域協議会が別に定める基準は、共通審査基準の評点が、15点以上とする。

(共通審査基準の評価等)

第3 事業の内容が、従前の事業と同様の内容であるもの又は財源の振替や確保を図るものとみなされる場合は、共通審査基準の発展性の評価を3点以下とする。

(プレゼンテーションの実施)

第4 提案者に提案内容のプレゼンテーションを求めるものとする。ただし、継続事業に関しては、委員からの要請又は団体から希望があった場合のみ、プレゼンテーションを行う。

- (1) 1事業当たりの持ち時間は10分以内とし、説明時間を6分以内とする。
- (2) プレゼンテーションの参加人数は、1団体につき5人以内とする。

(審査方法)

第5 審査は、提案者によるプレゼンテーション、地域協議会委員による意見交換、委員個人による審査及び全体審査とする。

- (1) 基本審査及び地域自治区の採択方針の審査は、委員が協議の上、決定する。なお、「適合しない」と判断した場合、その理由を付して、提案団体へ通知する。
- (2) 共通審査基準は、各審査項目とも1点から5点の範囲で採点を行う。

(提案変更が提出された場合の取り扱い)

第6 事業の採択決定後、補助金交付申請書提出前に、団体から提案変更があった場合、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 提案者は、地域協議会に変更内容の説明を行い、委員が協議の上、変更承認の可否を決定する。
- (2) (1)においては、団体の役員(会長、副会長)である委員は除斥とする。

(成果報告)

第7 年度末までに事業実施者から事業の成果報告を求めるものとする

地域活動支援事業のスケジュール (案)

項 目	令和2年度	平成31年度・令和元年度	平成30年度
① 事業の周知、概要説明、申請書類の配布	まちづくりフォーラム 2月24日(月・祝)	地域の皆さんと地域協議会委員との懇談会 3月10日、17日、24日(日)	まちづくりフォーラム 2月25日(日)
② 事前相談	3月2日(月)～31日(火)	3月1日(金)～29日(金)	3月1日(木)～30日(金)
③ 募集要項の配布	予算成立後	予算成立後	予算成立後
④ 事業の募集期間	4月1日(水)～20日(月)	4月1日(月)～19日(金)	4月2日(月)～18日(水)
⑤ 地域協議会委員へ採択方針と提案書の送付	5月1日(金)	4月25日(木)	4月20日(金)
⑥ 【地域協議会委員任命書交付式】 交付式終了後、柿崎区総合事務所で地域活動支援事業の研修会を実施・質問票も配布	5月の連休後		
⑦ 【第1回地域協議会】 基本審査及び地域自治区の採択方針の審査	5月15日(金)	5月8日(水)	4月24日(火)
⑧ 質問票の提出期限	5月19日(火)	5月8日(水)	4月26日(木)
⑨ 提案団体に質問事項の送付	5月22日(金)	5月13日(月)	5月1日(火)
⑩ 提案団体から回答期限	5月29日(金)	5月20日(月)	5月8日(火)
⑪ 地域協議会委員へ質問回答集と採点票の送付	6月3日(水)	5月24日(金)	5月10日(木)
⑫ 【第2回地域協議会】プレゼンテーション	6月9日(火)	5月28日(火)	5月14日(月)
⑬ 採点票提出	6月11日(木)	5月30日(木)	5月16日(水)
⑭ 正副会長会議	6月16日(火)	6月4日(火)	5月17日(木)
⑮ 【第3回地域協議会】採択決定	6月23日(火)	6月7日(金)	5月24日(木)

総合事務所の時間外受付の見直し概要等について

上越市 自治・市民環境部 自治・地域振興課
柿崎区総合事務所

令和2年4月から、総合事務所の時間外受付を次のとおり見直します。

1 見直し概要について

(1) 時間外受付を開設する総合事務所について

- 時間外受付（平日 17 時 15 分から翌日 8 時 30 分まで、及び土日・祝日の全日）を開設する総合事務所は、浦川原区、柿崎区及び板倉区とします。

※ 10 区（安塚区、大島区、牧区、大潟区、頸城区、吉川区、中郷区、清里区、三和区及び名立区）の総合事務所では、時間外受付を開設せず、当直（宿直・日直）を配置しないものとします。

(2) 時間外における戸籍届等の手続きについて

- 戸籍届等の手続きは、時間外受付を開設する 3 か所の総合事務所又は木田庁舎の時間外受付で、市民の皆さんがお住まいの区にかかわらず、これまでどおり手続きができます。

(3) 時間外における総合事務所宛ての電話について

- 時間外受付を開設しない総合事務所に電話をした場合、その電話は時間外受付を開設する総合事務所又は木田庁舎に自動転送し、転送先の当直が対応します。

< 電話転送先 >

○安塚区及び大島区	⇒	浦川原区総合事務所に転送
○大潟区及び吉川区	⇒	柿崎区総合事務所に転送
○牧区、中郷区及び清里区	⇒	板倉区総合事務所に転送
○頸城区、三和区及び名立区	⇒	木田庁舎に転送

(4) 時間外における防災行政無線の放送について

- 災害に関する避難情報の発令等については、職員がこれまでどおり放送します。
- これまで職員の指示に基づき当直が対応してきた、もしくは登庁した職員が直接対応してきた火災や停電の発生、クマ目撃等については、当該情報の覚知後、登庁した職員が放送します。

※ 消防団の出動については、これまでどおり、団員に電子メールで出動命令が通知され、必要に応じて団員間で連絡を取りながら現場に参集します。

※ 災害や犯罪、交通事故等に関する情報については、市が情報を配信する「安全メール」に登録することで、携帯電話やパソコンの電子メールで受け取り、文字情報として確認いただけます。

登録をご希望の方は、市のホームページ（トップページ中の「上越市安全メールの登録方法」）や総合事務所の窓口での手続きをぜひご検討ください。

(参考) 「安全メール」でお知らせする内容

※ 配信を希望する情報を選ぶことができます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 防犯情報（不審者情報・事件情報）② 防災情報（災害発生情報・避難関係情報・台風接近情報）③ 火災情報（火災発生情報・鎮火情報）（注）配信は昼夜不問④ 交通安全情報（交通事故発生情報・防止対策情報）⑤ その他（クマ、サルなどの出没情報、行方不明者情報等） |
|--|

(5) 時間外における施設の防犯対策について

- 閉館（閉庁）後で職員等が不在の時間帯は、警備会社による機械警備を行います。

(参考) コミュニティプラザのご利用について

- コミュニティプラザは、これまでどおりの時間帯で、ご利用いただけます。（開館時間：午前 8 時 30 分から午後 10 時まで）
- ※ コミュニティプラザには、利用受付等を担う管理人を 1 人配置します。

2 今後の主な予定について

- | | |
|--------------|--|
| 令和 2 年 1～2 月 | 13 区での住民説明会の開催
機械警備導入に向けた契約事務 |
| 3 月 | 時間外受付の見直しに関する広報等でのお知らせ
機械警備導入に向けた工事 |
| 4 月 1 日～ | 見直し後の体制での時間外受付を開始 |

柿崎区総合事務所防災行政無線放送の取扱方針（案）

R2. 4. 1

火災の場合

- 柿崎区内における火災で、発生時と鎮火時に放送します。
※柿崎区に隣接する大潟区雁子浜、吉川区代石・長峰で火災が発生した場合も放送します。

大型野生動物（クマ、イノシシ）

- 柿崎区内において、クマの目撃に関する通報があった時やイノシシの目撃に関する通報があり人身被害が懸念される時に放送します。

その他（停電、道路の通行止め、断水等）

- 柿崎区内において、停電や、国道、県道などの主要な道路で臨時の通行止め、断水などがあった時などに放送します。
※放送内容は、復旧（解除）の見込みや、発生から数時間が経過し、途中経過が分かった時など、状況に応じて放送します。